

Business  
Report  
No.1805

# ゆびすい 経営レポート

今月のトピック  
**Part 1**

仮想通貨の補償金は雑所得で課税  
非課税の損害賠償金には該当せず—国税庁

今月のトピック  
**Part 2**

企業が見過ごせないメンタルヘルスケア



信頼と安心、そして未来へ…

YUBISUI

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／  
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／株式会社 ゆびすいコンサルティング

URL: <http://www.yubisui.co.jp/> ゆびすい  検索

0120-640-171

詳しくは中面をご覧ください!! ▶

OPEN  
ここを開いてください!

今月のトピック  
Part 1仮想通貨の補償金は雑所得で課税  
非課税の損害賠償金には該当せず—国税庁

**仮**想通貨の不正送金に関する補償金の課税関係に关心が寄せられるなか、国税庁はこのほど、「仮想通貨交換業者から仮想通貨に代えて金銭の補償を受けた場合」の取扱いを公表した。

仮想通貨交換業者から受け取った補償金は、非課税となる損害賠償金には該当せず、雑所得として課税対象になることが明らかとなった。その理由は「一般的に、顧客から預かった仮想通貨を返還できない場合に支払われる補償金は、返還できなくなった仮想通貨に代えて支払われる金銭であり、その補償金と同額で仮想通貨を売却したことにより金銭を得たのと同一の結果となり、本来所得となるべきもの又は得られたであろう利益を喪失した部分が含まれていると考えられる」というもの。

なお、補償金の計算の基礎となった1単位当たりの仮想通貨の価額がもともとの取得単価よりも低額である場合には、雑所得の金額の計算上、損失が生じることになるため、その場合には、その損失を他の雑所得の金額と通算することができる。

仮想通貨NEMの流出事件では、被害額が580億円にのぼったものの、取引所運営者のコインチェックが今年1月、対象となるNEM保有者約26万人に対し、自己資産から捻出して不正流出相当額を日本円で返金する方針を明らかにしていた。

しかし、この仮想通貨に代えて支払われる補償金の税務上の取扱いについては、非課税扱いの損害賠償金となるのか。雑所得となるのかが注目されていた。



## 税理士の目

堺事業部 中野晃太

仮想通貨の課税関係にまた一つ追加がありました。不正流出の補償金は仮想通貨のもうけと同様、雑所得として取り扱うと国税庁から発表されました。計算式は補償金 - 取得価額 = 損益となります。取得価額より補償金が多ければ雑所得として課税され、補償金の方が多い場合はその損失を他の雑所得と通算することができます。

コインチェックからは本年中に補償金の支払いがあります。したがって、該当する方は平成30年度の確定申告が必要となりますのでご注意ください。



## グループ企業だからこそ提供できる完全経営サポート

充実の完全ワンストップ 創業70年を超える信頼と実績 250名を超える専門スタッフ 主要都市を網羅する全国展開

ゆびすいグループ 税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／株式会社 ゆびすいコンサルティング

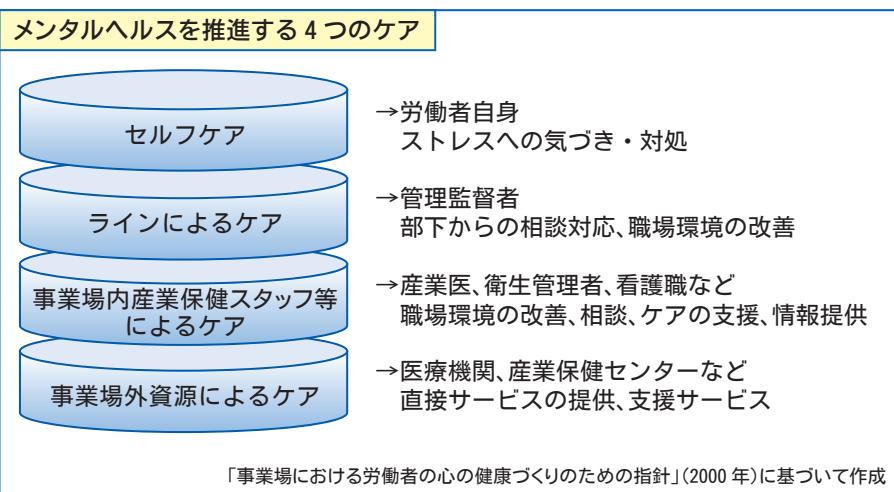
URL: http://www.yubisui.co.jp/   TEL: 0120-640-171 Mail: kigyo-info@yubisui.co.jp

今月のトピック  
Part 2

## 企業が見過ごせないメンタルヘルスケア

**独立行政法人経済産業研究所**が行った企業における「社員のメンタルヘルスの状況と企業業績の関係」を追った研究結果では、売上高利益率の減少率は、メンタルヘルス休職者比率が上昇した企業ほど大きいことが明らかになりました。このことから、社員のメンタルヘルス不調は、企業の利益率を押し下げる影響を持っていると言えます。

厚生労働省の「社員の心の健康の保持推進のための指針」では、メンタルヘルスケアを行うにあたり、企業には、「セルフケア」、「ラインによるケア」、「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」、「事業場外資源によるケア」の4項目を実施することを要求しています。また、企業は、計画の実施に当たって、上記4項目のメンタルヘルスケアを継続的かつ計画的に行い、職場環境等の改善、メンタルヘルス不調への対応、職場復帰のための支援等を円滑に行う必要があります。



メンタルヘルス推進の柱として掲げられている「4つのケア」のうち、「ラインによるケア」は、管理監督者が行う領域です。

管理監督者は、部下の業務量や業務負荷内容を掌握し、日常的に状態を把握できるため、社員のメンタルヘルス不調への早期発見が最も可能な立場にあります。よって、日ごろから部下を良く観察し、積極的にコミュニケーションをとりながら、部下のメンタルヘルス不調に早期に気づき、適切な対応が求められています。

また、個別の対応だけでなく、働きやすい健康的な職場環境を保持するために、職場全体の状況を把握し、改善を図るという視点も忘れてはなりません。「ラインによるケア」の狙いを整理すると、次の2つに集約されます。

- ①職場環境の把握と整理
- ②部下の状態の把握と適切な助言や指導による支援

### 社労士の目

社労事業部 黒沢聰子

近年、労働者の受けるストレスは拡大傾向にあり、仕事に強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者は6割を超えています。

ラインによるケアで大切なのは、「いつもと違う」部下に早く気付くことです。遅刻や欠勤が増える、服装が乱れてきた、表情に活気がなくなる、或いは無口だった部下がお喋りになる等、普段の行動様式からずれた行動がないか変化を把握するようにしましょう。

「いつもと違う」を見過ごさず、部下の話を聞き、必要に応じて産業医等に相談することが、メンタルヘルス不調の早期発見・早期対応への最重要ポイントとなります。

ゆびすいは、契約前の「相性マッチングサービス」をお勧めしています

#### 契約までに何をするの？

- お客様のニーズをヒアリングにてご確認致します
- 過去の決算分析からお客様の会社の強み、弱みを把握し、ご説明致します
- これからの企業経営についてご提案致します

これらの業務を通じて、  
ゆびすいの担当者との相性を  
ご確認頂きます。

# ご親族、お知り合いの方などで、 「お困りの方」は、いらっしゃいませんか？

企業経営、税金、起業、不動産、相続、人事労務、その他あらゆる疑問、お悩みを

税理士	社会保険労務士	司法書士
公認会計士	中小企業診断士	ファイナンシャルプランナー

など、各分野の専門家がご相談に応じます。

----- お気軽にご連絡、ご紹介下さい。 -----

ご親族、  
お知り合いの方が…

- » 『独立開業』を考えている。
- » 『相続』について、税金・財産分割・生前贈与・遺言・名義の変更などで悩んでいる。
- » 『不動産や株』などの売却、購入をした、又は考えているが、税金や名義変更についてアドバイスが欲しい。
- » 商売を営んでいるが、節税、財務、人事労務、その他経営に関する『質の高いアドバイスをしてくれる専門家』を探している。

etc….

## ご紹介、無料相談の流れ

- 1 まずはお電話、又は直接弊社スタッフに相談者様についてお伝え下さい。  
0120-640-171 (月～金 9:00～17:00)  

- 2 弊社スタッフが相談者様にお電話、メール等にてご連絡差し上げます。  
※ ご相談者様が直接弊社にご連絡いただいても構いません。その際はご紹介者様のお名前をお伝え下さい。  

- 3 お電話、又はご来社いただき相談者様の疑問について対応いたします。(初回相談60分無料)  
※ご相談の日時はお客様のご都合に合わせ、柔軟に対応いたします。  
また、お客様のご都合によりお客様のもとへ直接お伺いすることも可能です。  

- 4 無料相談後、有料サービスのご依頼がある場合には、お見積りをさせていただきます。  

- 5 お見積りを検討していただき、ご納得いただければ正式に契約成立となります。  
高品質なサービスを誠実に提供することをお約束いたします。

### よくあるご質問

- Q. 相談者は売上もまだ少ない個人事業者ですが、紹介してもよいのですか？
- A. 是非ご紹介下さい。弊社のお客様は個人商店から上場企業様まで多岐にわたります。  
小規模な個人事業者のお客様もたくさんいらっしゃいますのでご安心下さい。
- Q. 相談者に現在契約している税理士がいるのですが、無料相談は可能ですか？
- A. 可能です。通常の税務相談や申告書作成については現在ご契約されている税理士に依頼し、  
その他顧問税理士に相談しにくい案件について弊社にご相談いただければと思います。  
是非一度お問い合わせ下さい。

ご紹介いただきましたお客様は、ゆびすいグループが責任をもってお手伝いをさせていただきます。

初回60分相談無料

TEL : 0120-640-171